

エイズ対策の新たな展開（概要版）

第1 東京のHIV感染者及びエイズ患者の現状とこれまでのエイズ対策（p1～p5）

1 HIV感染症の特徴（p1）

HIV感染症は、感染しても無症状の期間が長期にわたることから、感染に気付く機会は非常に少ないことが特徴で、自らの感染に気付かないまま他の人へ感染させてしまうリスクがある。

感染経路は限定的で、基本的な知識の普及と自発的に予防行動をとることにより感染を防ぐことが可能

2 東京都のHIV感染者及びエイズ患者の動向（p2）

東京都のHIV感染者の新規報告数は年々増加傾向

エイズ患者についてはここ数年横ばい傾向にあり、感染者と比べて若干高い年齢層に集中

日本国籍男性が多くを占めており、感染経路は同性間性的接触が中心

3 近年の医療の進歩（p3～p4）

多剤併用療法の発達により、HIV感染症は「コントロール可能な病」となり、HIV陽性者の予後は大きく改善された。

しかし、現在の医学の水準で完治はできず、一生涯の服薬が必要であり、服薬による健康への影響等治療上の新たな問題や、陽性者の高齢化に対応し得る社会環境の整備も重要な課題

4 国の動向（制度・法令等）（p4）

平成18（2006）年に改正されたエイズ予防指針において、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を充実することが期待されている。

感染報告が特に多い、都を含む16の自治体を「重点自治体」に選定し、エイズ対策の強化を促している。

5 東京都のこれまでの取組（p4～p5）

都はこれまで、平成4（1992）年に定めた「東京都エイズ対策基本方針」に基づき、普及啓発、相談・検査、医療、療養支援の各分野における様々な施策に取り組んでいる。

第2 基本的な考え方（p6）

平成4（1992）年に定めた「東京都エイズ対策基本方針」の下に、大都市東京の発生動向の特徴、施策の対象層の多様化、医療の進歩に伴う疾病概念の変化等の社会情勢を踏まえながら、東京都が関係機関と連携し、今後取り組んでいく目標とその具体的な方策について明らかにしたものである。

1 目標

目標1「エイズ及びHIV感染に対する理解の促進」

目標2「感染拡大の防止」

目標3「HIV陽性者の支援」

2 構成

本「新たな展開」は上記の3つの目標と「目標を実現するための基盤づくり」を合わせて4つの柱とし、それぞれの柱を支える10の「プラン」と、それぞれの「プラン」を実現するための22の「アクション」を設定

「アクション」については、拡充する取組を明記

第3 目標別の具体的な取組（p7～p39）

マークは拡充する取組

目標1：エイズ及びHIV感染に対する理解の促進（p7～p13）

多くのHIV陽性者が日常生活をおくりながら、社会の中の様々な場で既に活躍している一方で、今でも感染経路に関する誤解やHIV陽性者への差別・偏見等がなくなったとは言えない。

エイズ及びHIV感染に対する知識を普及し、理解を促進することにより、差別・偏見をなくすとともに、社会の認識を転換し、都民の理解と協力を得ながらエイズ対策を進めていける土壌をつくる必要がある

【プラン1】都民に対し、HIV感染に関する基本的な知識の普及を進めます

広く都民に対し、エイズ及びHIV感染に対する基本的な知識を提供し、正しい理解を促進するため、様々な機会をとらえ、多様な手法を活用して普及啓発活動を行う。

<アクション1>多様なメディアを活用した情報提供を行います

<アクション2>キャンペーン月間における集中的な普及啓発を進めます

【プラン2】学校・地域・職域等の場で、様々な機会を通じた啓発を進めます

現在及び将来の東京を担う若い世代や働き盛りの世代に対し、学校、地域、職場等における様々な機会を通じて、重点的な啓発を実施する。

<アクション3>学校教育での取組を進めます

<アクション4>保健所や学校等、地域の関係者の協力による取組を進めます

- ・ 大学や専門学校の入学式のオリエンテーションの機会に啓発資材を配布する等、機会を捉えて知識の普及を図る。

<アクション5>職域への啓発に取り組みます

- ・ 経済団体や医師会等と連携して、企業の人事・健康管理担当を対象としたメールマガジンの定期的な送付、産業医を対象とした研修の実施等の取組を行う。

【プラン3】人権擁護の視点からの取組を進めます

都民がH I V陽性者に対する理解を深め、偏見・差別を解消していけるよう、人権擁護の視点に立った啓発を進める。

<アクション6> 庁内外の人権部門との連携を図ります

- ・ 就労の継続を希望するH I V陽性者が働きやすい環境づくりのため、経済団体等の協力を得ながら、企業の人事・健康管理担当を対象としたメールマガジンの定期的な送付、職域を対象とした講演会の実施等の取組を通じて企業内や業界ごとのネットワークへの働きかけを行う。

<アクション7> 都職員の意識啓発に取り組みます

目標2：感染拡大の防止（p14～p23）

感染報告は毎年増加し続けており、その中心を占めているのは、現在及び将来の社会の担い手となる年齢層である。都民の健康を守り、東京の活力を維持していくため、将来を見据えて、感染拡大の防止に向けた取組を進め、新規感染の減少とエイズの発症の抑制を図ることが必要

【プラン4】対象層それぞれの特性に合った予防啓発に取り組みます

従来重点的に取り組んできた若者層に向けた対策に加え、働き盛りの世代・同性愛者・外国人・障害者等に対し、感染予防に向けた行動の必要性を認識し、正確な情報を提供できるように、その人権や社会的背景に配慮しながら、それぞれの行動特性に合わせた発想や手法を用いた予防啓発を実施する。

<アクション8> 若者に向けた取組を拡充します

- ・ 繁華街に集まる若者層を対象に、効果的な普及啓発を行うために設置した拠点「ふぉー・ていー」を核として、ワークショップやアウトリーチ、地元の商店会、保健所、学校等地域との連携による予防啓発活動、「ふぉー・ていー」来館者の参画による啓発イベントなど、若者の自発性と発想を活かした取組を充実していく。

<アクション9> 働き盛りの世代に向けた取組を開始します

- ・ 経済団体等の協力を得ながら、メールマガジンの送付等による職域の担当部門への働きかけを通して、企業内における人権啓発や疾病の理解に向けた取組の強化を促していく。
- ・ 特に、検査の受検を促していくため、予防や早期発見の重要性、感染後の治療や生活などに関する情報の発信と併せて、検査会場や日程等、H I V検査に関する具体的な提供を行う。

<アクション10> 同性愛者や外国人等に向けた取組を拡充します

- ・ 同性愛者や外国人等については、N P O等民間団体との連携を強化し、その経験とノウハウを活かしながら、コミュニティへの働きかけなど地域に根ざした普及啓発に取り組むとともに、コミュニティに繋がりを持たない対象に対してもパソコンや携帯電話向けサイトの活用等メディアを通じた情報発信に取り組んでいく。

【プラン5】受検者をきめ細かくフォローできる検査相談体制を構築します

都民がH I V感染を早期に把握できるよう、場所や時間帯等について都民の利便性に配慮した検査体制を構築する。

検査受検時や相談等の機会を活用して感染予防の行動に結びつくような効果的な啓発を行うため、性感染症予防も含めた相談体制の充実を図る。

<アクション11> 都民が受けやすい検査相談体制を充実させます

- ・ 保健所、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室などにおける検査相談を実施する。
- ・ 特に、平日に時間が取りにくい勤労者等が受けやすいよう、休日の検査など、都民が受けやすい検査体制の充実を図る。

<アクション12> 安心して受けられる相談体制を整備します

目標3：H I V陽性者の支援（p24～p31）

医療の進歩によりH I V陽性者の予後が長期化するに伴い、長期服薬に起因する副作用、高齢化による機能障害の発生など、H I V陽性者支援に伴う課題は多様化・複雑化している。

H I V陽性者一人ひとりが、個々の病状やライフスタイルに合った医療や地域サービス等の支援を受けながら、安心して生活できる環境づくりが必要

【プラン6】働き学びながら治療を受けられる環境の整備を図ります

H I V陽性者が働き学びながら、H I V診療や、その他の必要な医療等を受けられる体制を整備する。

<アクション13> H I V診療を担う医療機関を確保し、相互の連携を強化します

- ・ H I V陽性者の地域における受療の利便性を確保する観点から、エイズ診療協力病院における診療水準を総体として確保・強化する方策を、中核拠点病院と連携して検討する。

<アクション14> 医療機関同士のネットワークづくりを図ります

- ・ H I V診療以外の他科連携や一般医療機関におけるH I V陽性者の受入を促進するため、地域の医療機関に関する情報の収集を図るとともに、エイズ診療拠点病院や専門医によるバックアップ体制の構築について検討する。

【プラン7】地域におけるH I V陽性者の生活を、そのニーズに合わせて支援します

高齢化に伴い発生する機能障害等をはじめとするH I V陽性者のニーズに的確に対応していくため、H I V診療を担う医療機関、一般医療機関、歯科診療所、保健所、薬局、福祉部門等、すべての関係機関でH I V陽性者を支える仕組みをつくる。

<アクション15> 地域でH I V陽性者と係る医療・福祉職の啓発・育成を図ります

- ・ H I V感染に関する正しい知識やH I V陽性者への対応のあり方等をテーマに講習会を実施するなど、医療従事者や福祉関係者への意識啓発を図り、医療機関、薬局、福祉施設等地域の関係機関におけるH I V陽性者の受入の促進に努める。

<アクション16> HIV陽性者の心理的・社会的なサポート体制を確保します

<アクション17> 保健・医療・福祉の各部門の連携を確保します

- ・ HIV陽性者の療養生活の支援に向けた取組を通じて事例の検証や課題の抽出を行い、保健所・協力病院・一般医療機関・区市町村保健福祉担当・福祉事業者等の連携体制の構築を図る。

目標を実現させるための基盤づくり (p 3 2 ~ p 3 9)

【プラン8】施策の対象層やHIV陽性者に関する基礎的情報の収集・解析等に取り組みます

人権や個人情報に十分配慮しながら、当事者の理解と協力を得た上で、施策の対象者及びHIV陽性者の実情やニーズ等の把握に努める。

<アクション18> 基礎的な情報の収集・解析に取り組みます

- ・ 検査相談や受療の機会を活用して、同性愛者や働き盛りの年代の行動特性、検査を受ける人の行動や意識、また、陽性と判明した人の受療や治療の継続の状況、病状の変化等の把握を行い、都の取組に反映させていく。

【プラン9】国外の取組事例の調査研究に取り組みます

「アジア大都市感染症対策プロジェクト」の取組や、海外のエイズ及びHIV感染の状況及びこれまで進めてきた対策の分析等を通して、東京の将来の取組に役立てていく。

<アクション19> アジア大都市ネットワーク21に基づく取組を推進します

【プラン10】多様な主体との協働を推進します

NPO等民間団体の経験・ノウハウに学ぶとともに、自主的な取組を前提にその活動を支援し、適切な役割分担のもと連携・協力の強化を図る。

国や近隣自治体との連携を深め、また、医師会・歯科医師会等の医療関係機関、教育機関や企業等とも協力して、多面的な視点からエイズ対策推進に取り組んでいく。

<アクション20> 民間団体との一層の連携を図ります

- ・ 行政が単独で介入しにくい個別施策層に向けた取組や医療・療養支援等の分野について、現状認識を共有するとともに、団体との連携の方策等必要な取組に向けて検討していく。

<アクション21> 民間団体の活動を支援します

<アクション22> 他の行政機関等との連携協力を進めます